



令和3年度
「児童虐待防止推進月間」
普及啓発ポスター



毎年11月は「児童虐待防止推進月間」、
11月12日～11月25日は
「女性に対する暴力をなくす運動」期間



令和3年度
「女性に対する暴力をなくす運動」
普及啓発ポスター

広げよう! リボンの輪

問合先 亀山市福祉事務所 (☎83-2425)

オレンジリボンとパープルリボンをご存知ですか?

オレンジリボンは児童虐待防止の、パープルリボンは女性に対する暴力防止運動のシンボルマークです。

子どもへの虐待と女性に対する暴力は、心身に重大な影響を与え、

著しく人権を侵害する行為であり、密接にかかわっています。

この機会に、児童虐待、DV(ドメスティック・バイオレンス)について考えてみましょう。

児童虐待とは

保護者が監護する児童(18歳未満)に行うもので次の4つに分類され、全国的には、心理的虐待が半数以上と高くなっています。



身体的虐待

- 殴る、蹴る、たたく
- 激しく揺さぶる
- やけどを負わせる
- 溺れさせる など

性的虐待

- 子どもへの性的行為
- 性的行為を見せる
- ボルノグラフィの被写体にする など

ネグレクト

- 家に閉じ込める ● 食事を与えない
- 自動車の中に放置する
- 重い病気になっても病院に連れて行かない など

心理的虐待

- 言葉による脅しや無視
- きょうだい間での差別的扱い
- 目の前で家族に暴力を振るう
- きょうだいに虐待行為を行う など

DVとは

配偶者や恋人など親密な関係にある(あった)人からの暴力を言います。結婚したことがある女性のうちおよそ4人に1人が配偶者からの暴力を受けたことがあり、10人に1人は何度も受けているという国の調査結果*もあります。

*内閣府「男女間における暴力に関する調査報告書」令和3年3月公表



身体的暴力

- 殴る、蹴る
- 髪を引っ張る
- 刃物などの凶器を体に突きつける など

経済的暴力

- 生活費を渡さない
- 仕事に就かせない
- 勝手に借金を作り、返済を強制する など

精神的暴力

- 大声でどなる ● 無視する
- 実家や友人との付き合いを制限する
- 人前でバカにしたり、命令するような口調でものを言ったりする など

性的暴力

- 無理矢理アダルトビデオ等を見せる
- 性行為を強要する
- 中絶を強要する
- 避妊に協力しない など

児童虐待とDVの関係

●子どもへの影響

DVは、配偶者や恋人だけでなく子どもの心身にもさまざまな影響を与えるほか、子どもの成長に大切な安全・安心を根底から壊すと言われています。

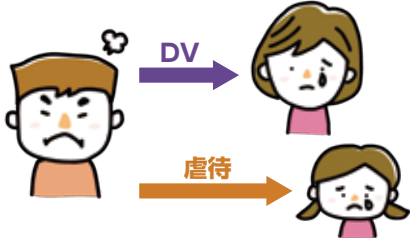


●DVと児童虐待が同時に行われている事例

DVが起きている家庭では、子どもへの暴力が同時に行われている場合があります。

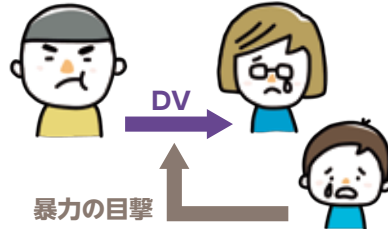
※イラストでは、加害者=夫(男性)から被害者=妻(女性)へDVが行われている事例を示していますが、妻(女性)から夫(男性)へ、または同性のパートナー間でDVが行われていることもあります。

事例1 子どもがDV加害者から直接暴力を受ける



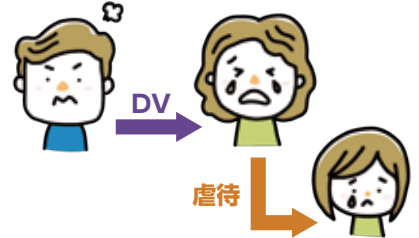
DVを受けている人は、加害者に対する恐怖心から判断力や感情がまひしてしまい、虐待を制止できなくなる場合があります。

事例2 子どもの前でDVが行われる(面前DV)



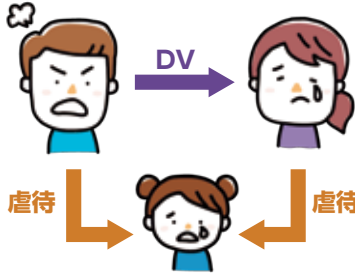
子どもの前でDVが行われることは、子どもへの心理的虐待に当たります。

事例3 子どもがDV被害者から虐待を受ける



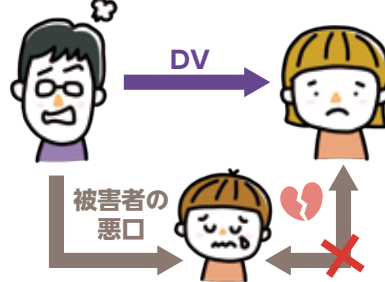
継続してDVを受けていると、感情がなくなり、加害者に言われるままに、子どもを虐待してしまうことがあります。

事例4 子どもがDV加害者と被害者双方から虐待を受ける



DV被害を受けていると、恐怖心から加害者に逆らうことができなくなり、一緒になって子どもを虐待してしまうことがあります。

事例5 DV加害者が被害者と子どもの関係を壊す



加害者が被害者の悪口を子どもに言い続けることで、子どもが被害者を軽んじるようになり、被害者と子どもとの関係が壊れてしまうことがあります。

こんなときは、すぐお電話ください

緊急の場合は、最寄りの警察署または110番!

児童虐待かもと思ったら

ささいな、あるいは断片的な情報でも構いません。連絡した人や内容に関する秘密は守られます。

- 亀山市福祉事務所 ☎83-2425
- 三重県鈴鹿児童相談所 ☎059-382-9794
- 全国共通3桁ダイヤル いちはやく ☎189 (24時間受付)

DVかもと思ったら

一人で我慢したり自分を責めたりせず、まずはご相談ください。

- 亀山市福祉事務所 ☎83-2425
- 亀山警察署生活安全課 ☎82-0110
- 配偶者暴力相談支援センター ☎059-231-5600

プラス DV相談+

内閣府のDV相談窓口です。電話だけでなくメール、チャットで相談することができるので、電話相談が難しい場合などにご利用ください。

電話 メール (24時間受付)

つなぐ はやく ☎0120-279-889

<https://soudanplus.jp/>

※[DV相談+]ホームページ内のメールフォームをご利用ください。

チャット (相談受付: 正午から午後10時)

<https://form.soudanplus.jp/ja>

チャットは、右の二次元コードからご利用いただけます。



令和3年度

「児童虐待防止推進月間」・「女性に対する暴力をなくす運動」期間中のイベント

●関連図書館の展示

と き: 10月23日(土)～11月25日(木)
と ころ: 市立図書館

●DVに関するパネルの掲示

と き: 11月12日(金)～25日(木)
と ころ: あいあい

●オレンジリボンツリーの設置

と き: 11月1日(月)～30日(火)
と ころ: あいあい

あいあいと市立図書館でリボンを配布しています

リボンを着けることで、児童虐待とDVがない社会を目指す思いを表すことができます。この機会に、リボンの輪を広げましょう。